

# 住宅をバリアフリー改修される方へ

固定資産税が減額されます。

高齢者の方、しょうがいしゃの方等がお住まいの新築された日から10年以上を経過した住宅(その家屋の居住部分の割合が2分の1以上であること。ただし、貸家を除く)について、以下の条件を満たす一定のバリアフリー改修工事を行い、所定の手続きを行うと翌年度分の固定資産税が減額されます。減額を受ける場合は、工事完了の日から3ヶ月以内に所定の申告を行うことによって、家屋の固定資産税の減額措置を受けることができます。

## ○ 減額を受けられる家屋に関する条件

① 居住している方が次のいずれかに該当すること

1. 65歳以上の方
2. 要介護認定または要支援認定を受けている方
3. しょうがいをお持ちの方

② 対象となるバリアフリー改修工事が次のいずれかに該当すること

- |            |           |              |
|------------|-----------|--------------|
| 1. 廊下の拡幅   | 4. トイレの改良 | 7. 引き戸への取替え  |
| 2. 階段の勾配緩和 | 5. 手すり取付け | 8. 床表面の滑り止め化 |
| 3. 浴室の改良   | 6. 床の段差解消 | (詳細別掲)       |

③ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

④ バリアフリー改修工事に要した費用で、補助金などを除く自己負担分が一戸あたり50万円を超えるものであること

⑤ 平成28年4月1日から令和6年3月31日までに行われた改修工事であること

## ○ 減額対象面積

一戸あたり(マンション等の区分所有家屋については、各専有部分一戸あたり)100㎡相当分まで

## ○ 減額割合

翌年度分の固定資産税額(当該家屋分)の1/3相当を減額

## ○ 申告の際の添付書類

固定資産税(バリアフリー改修)減額申告書に次の書類を添付して申告してください。

- (ア) バリアフリー改修工事の工事明細書・平面図等の写し
- (イ) バリアフリー改修工事の改修箇所の現場写真(改修前・改修後 撮影日がわかるもの)
- (ウ) 請求内訳書(全体工事内においてバリアフリー改修にかかった費用が確認できるもの)
- (エ) 領収書(改修工事費用を支払ったことが確認できるもの)
- (オ) 65歳未満で要介護認定または要支援認定を受けている方は介護保険被保険者証の写し
- (カ) 65歳未満でしょうがいをお持ちの方は、障害者手帳等の写し

※ 介護保険給付等の補助を受けている場合は、その旨を必ずお知らせください。

## ○ 注意点

- (1) 新築軽減措置、耐震改修工事軽減措置との重複適用はありません。
- (2) 省エネルギー改修工事軽減措置との重複は可能です(別途申告が必要です)。
- (3) 一つの住宅(専有部分)について、1回しか適用されません。
- (4) 都市計画税は減額されません。

<問い合わせ先>

国立市政策経営部課税課固定資産税係 内線 101~103

## 〈減額を受けられるバリアフリー改修工事の内容〉

次のいずれかに該当する工事であること

1. 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
2. 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
3. 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
  - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
  - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
4. 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
  - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
5. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
6. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
7. 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
  - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
  - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(国土交通省告示第 410 号(平成 19 年 4 月 1 日から施行))

---

## 〈介護保険給付における住宅改修費支給について〉

介護保険制度では、要介護認定・要支援認定を受けた方について、在宅での生活を支援するための介護サービスとして「住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)」が受けられます。

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限にその費用の 9 割~7 割を支給します(残り 1 割~3 割は自己負担)。 給付の対象となるのは以下の改修です。

- ①廊下や階段、浴室への手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止や移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥以上①~⑤の改修にともなって必要となる工事

※事前の申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

国立市健康福祉部高齢者支援課介護保険係 内線：159・166